

告 示

埼玉県告示第七百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄和北部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年六月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

監事 石 山 法 男 埼玉県春日部市芦橋三百二十一番地一